

大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定

大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙1に定める京都府内の22市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道施設の災害査定支援に関する業務に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道施設」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号で定義される公共下水道、同条第4号で定義される流域下水道又は同条第5号で定義される都市下水路における同条第2号で定義される下水道の施設をいう。

（平常時の準備）

第3条 丙は、災害査定の実施業務を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について実施する。なお、実施時期については、甲、乙及び丙の協議により定める。

- (1) 大規模災害発生時における連絡体制の確認
- (2) 甲、乙及び丙の情報伝達訓練等の合同訓練

（災害査定業務の要請）

第4条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道施設の災害査定に係る業務が必要と認めるときは、丙に対し災害査定業務の支援を要請することができる。

- 2 丙は、前項の要請があったときは、速やかに会員に連絡を行い、業務が可能な会員リストを甲又は乙に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害査定支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。
- 3 甲又は乙は、前項により丙から通知された会員に対し、災害査定に係る業務を依頼することができる。
- 4 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（活動に伴う費用）

第5条 この協定に基づく支援内容のうち、第4条第2項の業務が可能な会員リストの通知については丙の負担とし、第4条第3項で依頼した災害査定に係る業務については甲又は乙の負担とする。

（事務局及び連絡体制）

第6条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

(協定の期間及び更新)

第7条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

西脇隆俊

丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長

押領司重昭

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大橋一夫
舞鶴市長	多々見良三
綾部市長	山崎善也
宇治市長	松村淳子
宮津市長	城崎雅文
亀岡市長	桂川孝裕
城陽市長	奥田敏晴
向日市長	安田守
長岡京市長	中小路健吾
八幡市長	堀口文昭
京田辺市長	上村崇
京丹後市長	中山泰
南丹市長	西村良平
木津川市長	河井規子
大山崎町長	前川光
久御山町長	信貴康孝
井手町長	汐見明男
宇治田原町長	西谷信夫
和束町長	堀忠雄
精華町長	杉浦正省
京丹波町長	太田昇
与謝野町長	山添藤真



同意書

大山崎町は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定」を令和3年3月25日をもって締結することに同意します。

令和3年3月22日

大山崎町長

前川

光

